

岐阜県公報

第二千八百四十二号
平成二十九年四月二十五日

(火曜日)

目次

告示

- 有害興行の指定 (私学振興・青少年課) 二六五
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 二六六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 (同) 二六六
- 道路の区域変更 (道路維持課) 二六七
- 道路の供用開始 (同) 二六八
- 保安林の指定解除 (可茂農林事務所) 二六八

公示

- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し (技術検査課) 二六八
- 中津川都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 二六九
- 土地改良区役員の就任 (西濃農林事務所) 二七〇
- 土地改良区役員の退任及び就任 (同) 二七〇
- 土地改良区の定款の変更認可 (同) 二七一
- 土地改良区役員の就任 (揖斐農林事務所) 二七一

告示

岐阜県告示第二百五十一号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十九年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種別	題名	等	配給会社名
映画	おばちゃんのお仕事 巨乳妻と変態妻なら?	新日本映画	新日本映画
映画	股間の純真 ボロリとつながる	オーピー映画	オーピー映画
映画	ハニ尻ダンゴ短さん キンタマ汁、積荷違反	オーピー映画	オーピー映画
映画	性器の大実験 発電しびれ腰	オーピー映画	オーピー映画
映画	残虐SEX 恥かしめ	オーピー映画	オーピー映画
映画	熟女ヴァージン 採まれて港町	新東宝映画	新東宝映画
映画	とってまやりたい男と女 背徳の肉体	東映	東映
映画	痴漢女教師	オーピー映画	オーピー映画
映画	レンタル女子大生 肉欲延滞中	オーピー映画	オーピー映画
映画	ドッグ・イート・ドッグ (原題) DOG EAT DOG	アプレリアオ	アプレリアオ

2 指定年月日

平成29年4月25日

3 指定種目

雌しく世約感傷を刺激し、又は雌しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

養老郡養老町勢至字江ノ尾一四五の二六、一四五の三三から一四五の三六まで、字行平一五五の一四四、一五五の一七六から一五五の一七九まで、一五五の二一九（以上一筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市朝日町宮之前字金堀七〇の一、字シンノサコ七一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - (一) 郡上市（国有林、次の図に示す部分に限る。）、郡上市（次の図に示す部分に限る。）保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (二) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - (一) 郡上市（国有林、次の図に示す部分に限る。）、郡上市（次の図に示す部分に限る。）保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (二) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採は禁止する。
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 次の森林については、主伐は、択伐による。
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
 - (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - (一) 郡上市（国有林、次の図に示す部分に限る。）、郡上市（次の図に示す部分に限る。）保安林として指定された目的

- (三) 土砂の崩壊の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採は禁止する。
郡上市（国有林、次の図に示す部分に限る。）、郡上市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 次の森林については、主伐は、択伐による。
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
 - (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - (一) 郡上市（国有林、次の図に示す部分に限る。）保安林として指定された目的
落石の危険の防止
 - (二) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - (2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 岐阜県告示第二百五十五号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年四月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 メイト ル	延長 メイト ル	備考
一般 国道	三百六十 一号						
			高山市高根町上ケ洞字草木ケ平一五一番一地从先から同市同町同字ヒゲタ山七四番三地先まで				
				別			
				前			
				後			
					四・五 二六〇	二・七 七〇	
					六・七 三〇	二・一 五二	
					六・七 三〇	二・三 五二	
							備考
							図面は関係する表示の敷地面積をい

岐阜県告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年四月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長 メイト ル	供用開始 の期日	備 考 （区域 又は 決定 の 日 は 告示 の 日 を 基 と す ）

一般 国道	三百六十 一号	高山市高根町上ケ洞字草木ケ平一五一番一地从先から同市同町同字ヒゲタ山七四番三地先まで	二・三 五二	平成 二九 ・四 ・二五	平成 二九 ・四 ・二五
----------	------------	--	-----------	-----------------------	-----------------------

岐阜県告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
加茂郡白川町河東字川牧一三九三の三、一三九九の四、一三九九の六、一四〇〇の三、一四〇二の三、一四〇四の三、一四一五の二、一四一六の二、一四一七の二、一四一九の五、一四一九の六、一四一九の八、一四二六の四
- 二 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 三 解除の理由
道路用地とするため

公 示

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工業
平成二十九年二月二十四日	株式会社 幸新企画	代表取締役 平野 國夫	羽島郡岐南町 三宅五丁目三 八番地	般二十五 一〇二二一	建築及び内装仕上 工業
平成二十九年二月二十七日	株式会社 マルヤ	代表取締役 細野 正樹	各務原市那加 桐野町五丁目 六番地	般二十八 一〇〇八一	土木、とび・土工 及び舗装工業
平成二十九年三月十日	ティーピー エス系藤 株式会社	代表取締役 系藤 和夫	高山市新宮町 一九一七番地 の六	般二十八 二二四九二	消防施設工業
平成二十九年三月十五日	株式会社 中部管繕	代表取締役 金子 佳子	岐阜市清七〇 七番地一	般二十四 九八四三	塗装工業
平成二十九年三月二十三日	佐伯建設	佐伯幸重	各務原市蘇原 大島町四丁目 九一番地	般二十四 一四六八一	とび・土工工業

中津川都市計画の圖書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の圖書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

中津川都市計画土地地区画整理事業

リニア岐阜駅周辺土地地区画整理事業

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び中津川市リニア都市政策部都市計画課

中津川都市計画の圖書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の圖書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

中津川都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び中津川市リニア都市政策部都市計画課

中津川都市計画の圖書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の圖書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

中津川都市計画道路

三・四・ 三号 町駒場線

三・五・ 六号 栄東町線

三・四・ 七号 中津岩村線

三・五・ 十二号 大岩線

三・五・ 十四号 大平線

三・五・ 十九号 リニア岐阜駅停車場線

三・五・ 二十号 中洗井線

- 三・六・二十一号 坂本西通線
- 三・四・二十二号 リニア岐阜駅北口通線
- 三・五・二十三号 本町後洞線

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び中津川市リニア都市政策部都市計画課

中津川都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

中津川都市計画下水道

中津川市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び中津川市リニア都市政策部都市計画課

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住居	所
土池西部土地改良区	平成二九年三月二六	理事	大橋幸雄	海津市南濃町徳田	二六九番地一
		理事	高木幸男	同	一三一番地二

垂井町土地改良区	平成二九年三月二六	理事	岩田透	不破郡垂井町府中一四二番地ノ七
		監事 <td>野田耕治</td> <td>同 岩手 五九六番地</td>	野田耕治	同 岩手 五九六番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	所
土池西部土地改良区	平成二九年三月二五	理事	竹中孝道	海津市南濃町志津	一九五七番地三
		同	星野勇生	同	津屋 一六五〇番地
		同	大橋幸雄	同	徳田 二六九番地一
		同	三輪和弘	同	庭田 八〇二番地
		同	伊藤治生	同	駒野 一六七番地一
		同	古川久三	同	上野河戸一八五番地
		同	大橋正美	同	徳田 二七二番地二
		監事	高木武雄	同	駒野 二六一番地
		同	古市幹夫	同	庭田 七六六番地
		同	藤田博巳	同	津屋 二二八五番地一

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住居	所
土池西部土地改良区	平成二九年三月二六	理事	大橋幸雄	海津市南濃町徳田	二六九番地一
		理事	高木幸男	同	一三一番地二

同	星野勇生	同	津屋	一六五〇番地
同	安部正博	養老郡養老町釜段		六八七番地
同	大橋正美	海津市南濃町徳田		二七二番地二
同	三輪隆広	同	庭田	八〇二番地
同	加藤治夫	同	上野河戸	八六五番地
監事	山田 强	同	津屋	二二一九番地二
同	伊藤英巳	同	奥条	二八六番地五
同	古市和男	同	庭田	七六六番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
高 須 輪 中 土 地 改 良 区	平 成 二 九 ・ 四 ・ 二 五

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区	揖西用水	平成 元・三・六	同	理事	渡邊幸一	揖斐郡池田町上田	一五番地
	土地改良区		同		竹中輝美	安八郡神戸町大字横井五三三番地の五	

平成二十九年四月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社